

議第 2 3 1 号 呉市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部
を改正する条例の制定について

1 改正の趣旨

国家公務員の給与に関する人事院勧告（令和 6 年 8 月 8 日付け）等を踏まえ、給与の改定を行うものです。

2 改正の内容

(1) 扶養手当

配偶者に係る扶養手当を廃止します。

なお、扶養手当の支給額は、上下水道局規程に定めていますが、人事院勧告を踏まえ、子に係る扶養手当の額を引き上げるなどの改正を予定しており、令和 7 年度以降の支給額は次のとおりとなります。

（単位：円）

(単位：円)

区分		現行			改正案					
		令和 6 年度			令和 7 年度			令和 8 年度以降		
		副部長級以下	部長級	局長級	副部長級以下	部長級	局長級	副部長級以下	部長級	局長級
配偶者		<u>6,500</u>	<u>3,500</u>	0	<u>3,000</u>	<u>0</u>		<u>0</u>		
22歳までの子	15歳～	<u>15,000</u>			<u>16,500</u>			<u>18,000</u>		
	～15歳	<u>10,000</u>			<u>11,500</u>			<u>13,000</u>		
重度心身障害者等		6,500	3,500	0	6,500	3,500	0	6,500	3,500	0

※ 重度心身障害者等：満22歳までの孫、満60歳以上の父母及び祖父母、満22歳までの弟妹、重度心身障害者

※ 年齢：当該年齢に到達後の最初の4月1日をもつての区分

(2) 管理職員特別勤務手当

管理職員が災害対応などやむを得ず勤務した場合に支給される管理職員特別勤務手当について、支給に係る勤務時間を拡大します。

区分	現行	改正案（令和 7 年度以降）
平日（休日等に含まれる時間を除く。）	午前零時から午前5時までの勤務	午後10時から翌日午前5時までの勤務

(3) 定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員の住居手当

定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員に対し、住居手当を支給できるようにします。

3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日（第 6 条及び第 6 条の 3 の改正規定は、令和 8 年 4 月 1 日）